

武蔵野市健康福祉総合計画・地域福祉計画専門部会等設置要綱

(設置)

第 1 条 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和 4 年 12 月武蔵野市条例第 36 号）

第 5 条の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が策定する次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める専門部会（以下「各専門部会」という。）を設置する。

- (1) 武蔵野市健康福祉総合計画（次号から第 8 号までに掲げる計画からなる市の健康及び福祉分野に関する総合的な計画をいう。以下「健康福祉総合計画」という。）
武蔵野市健康福祉総合計画・地域福祉計画専門部会
- (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定により定める武蔵野市地域福祉計画 前号に定める専門部会
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定により定める武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画
第 1 号に定める専門部会
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項の規定により定める武蔵野市再犯防止推進計画 第 1 号に定める専門部会
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定により定める武蔵野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 武蔵野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画専門部会
- (6) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定により定める武蔵野市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 武蔵野市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画専門部会
- (7) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項の規定により定める武蔵野市健康推進計画・食育推進計画 武蔵野市健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会
- (8) 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定により定める武蔵野市自殺総合対策計画 前号に定める専門部会

(幹事会)

第 2 条 健康福祉総合計画の策定にあたり、庁内の推進体制として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、座長及び副座長各 1 人を置く。
- 4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。
- 6 前各号に定めるもののほか、健康福祉総合計画の策定における庁内の推進体制について必要な事項は、市長が別に定める。

(ワーキングスタッフ)

第 3 条 各専門部会は、各計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要があると認めるときは、ワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第 4 条 各専門部会の庶務は、次の各号に掲げる専門部会の区分に応じ、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 第 1 条第 1 号から第 4 号までに定める専門部会 健康福祉部地域支援課
- (2) 第 1 条第 5 号に定める専門部会 健康福祉部高齢者支援課
- (3) 第 1 条第 6 号に定める専門部会 健康福祉部障害者福祉課
- (4) 第 1 条第 7 号及び第 8 号に定める専門部会 健康福祉部健康課

2 各専門部会全体の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、各専門部会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(以下略)